

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく 一般事業主行動計画

当社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、行動計画を策定、実施する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日～2028年 3月31日までの 3年間

2. 計画内容

(1) 数値目標

- ①管理職に占める女性比率を15%以上とする。
- ②有給休暇取得率を75%以上とする。

(2) 女性の活躍推進に関する取組内容

仕事と家庭の両立支援策を充実させるために、主任クラスの男女社員向けのキャリア研修や育児と仕事の両立座談会を継続して実施する。

2025年 4月～ キャリア研修の改善検討
育児と仕事の両立座談会に関する検討
(情報収集、アンケート分析等)

2025年 7月以降 キャリア研修及び育児と仕事の両立座談会の実施

2026年 3月頃 評価

(以降、毎年度実施結果を評価して、翌年度の改善検討につなげる)

以上